

平成 29 年 5 月 12 日

貸付条件の変更等の状況についてのお知らせ

山形第一信用組合

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）は、平成 25 年 3 月 31 日で適用期限が終了しておりますが、同法の期限到来後であります平成 29 年 3 月末日時点の当組合の中小企業向け融資および住宅ローンに係る貸付条件変更等の取組み状況について、別紙の通りお知らせいたします。

なお、当組合では同法の期限到来後においても従来の対応方針に何ら変わりなく、今後においても貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めて参ります。

1. お客様からの新規ご融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込に対しては、お客様の経営実態や収支状況を的確に把握し、迅速かつ真摯に適切な対応をいたします。
2. 貸付条件の変更等のお申込に際しては、お客様の抱える問題や経営課題をお客様と共有し、外部専門家や関係する他の金融機関と連携を図りながら、お客様の経営改善に向けた積極的な支援を実施します。また、経営課題の解決につながるようコンサルティング機能の発揮に努めます。
3. 貸付けの条件変更を行なったお客さまに対しても新規の貸付を行うことで新たな収益機会が得られ、お客様の業況や財務等の改善に繋がると判断される場合には、積極的に新規の貸付を行なって参ります。

以 上

